

令和6年度における一般廃棄物の処理に関する計画を下記のとおり定めたので、西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年西宮市条例第27号）第8条第3項の規定により告示する。

令和6年(2024年)4月1日

西宮市長 石井 登志郎



西宮市一般廃棄物処理実施計画

1. 基本方針

一般廃棄物の処理は、原則として次の事項を推進する。

- (1) ごみを発生させない社会の確立
- (2) 分別の徹底とリサイクルの推進
- (3) 適正で効率的なごみ処理体制の構築
- (4) し尿の衛生的な処理
- (5) 浄化槽維持管理の徹底
- (6) 水質の保全

2. 計画地域

西宮市全域

3. 計画期間

自 令和6年(2024年)4月1日

至 令和7年(2025年)3月31日

4. 一般廃棄物処理基本計画に定める指標

		平成28年度 (2016) 基準年度	令和5年度 (2023) 中間目標年度	令和10年度 (2028) 目標年度
人口	人	488,080	485,844	478,624
ごみ総排出量	トン	173,755	162,724	152,181
	g/人・日	976	915	871
集団回収量	トン	11,974	11,914	11,705
	g/人・日	67	67	67
生活系ごみ排出量 (資源A・B、小型家電BOX回収除く)	トン	90,779	85,353	80,186
	g/人・日	510	480	459
資源A・B	トン	6,227	8,357	9,608
	g/人・日	35	47	55
小型家電BOX回収	トン	10	20	20
事業系ごみ排出量	トン	64,765	57,080	50,662
	t/日	177	156	141
資源化量	トン	25,245	30,755	33,480
	リサイクル率	%	14.5	18.9
埋立処分量	トン	22,784	20,178	18,110
	最終処分率	%	13.1	12.4

5. 生活系ごみの減量化・再資源化計画

(1) ごみの発生抑制

西宮市環境衛生協議会の推薦により委嘱されたごみ減量等推進員によるごみの減量化・再資源化の推進、ごみ減量等推進員の役割の理解を深めるための研修会の実施、小学校出前授業の実施、ごみ巡回相談の実施、「生ごみ3きり運動」の推進

(2) 食品ロスの削減

食品系量販店におけるフードドライブの実施、計画的な買い物の推進等

(3) 再使用の推進

総合的な啓発施設（リサイクルプラザ）の利用推進、「いきいきごみ展」の開催

(4) 分別の徹底

ごみ処理施設見学会の実施、指定ごみ袋の排出状況を調査・分析し、指定ごみ袋の使用が徹底されていない地域に対し周知啓発を継続

(5) リサイクルの推進

一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付、店頭回収の利用推進、資源物持ち去り禁止の啓発活動により持ち去り行為を行えない環境づくりの推進

(6) 効率的な収集・運搬と適正なごみ処理の計画・推進

破碎選別施設更新時に合わせて、高齢化社会や社会情勢に応じた分別区分や収集形態の見直しの検討

(7) 美しいまちづくりの推進

「わがまちクリーン大作戦」の実施、ポイ捨て防止を呼び掛ける「クリーンアップひょうごキャンペーン」の実施、「不法投棄防止協議会」を設置し巡回パトロールの実施、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催、ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」の活用

6. 事業系ごみの減量化、再資源化計画

(1) ごみの発生抑制

特定事業者等からの廃棄物減量化等計画書の提出、事業系一般廃棄物研修会、ごみ減量化・再資源化推進宣言の店制度の推進、多量排出事業所等への排出抑制の指導の拡充

(2) 食品ロスの削減

「西宮市食品ロス削減パートナー制度」の拡充

(3) リサイクルの推進

庁内廃棄文書の資源化、事業系古紙類の分別と再資源化の推進啓発

(4) 事業系ごみの適正処理の啓発

一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理の徹底、事業系指定ごみ袋（西宮市指定ごみ袋に関する要綱で承認を受けた袋）使用の徹底、搬入物の展開検査や不適正排出事業者に対する個別指導や立入検査の実施

7. 処理計画

(1) ごみ

ア 収集・運搬

一般廃棄物「ごみ」の収集・運搬は、市及び委託業者並びに古紙回収業者が行う。

(7) 収集区分

区 分		直 営		委 託		協 力 会		許 可 業 者		
収 集 対 象		市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計、粗大ごみ (ただし、一時に多量に排出されるごみを除く)		a. 市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源A・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計 (ただし、一時に多量に排出されるごみを除く) b. 死獣・汚物		市民の日常生活から排出される資源A・Bの一部		a. 市民の日常生活から排出されるもやすごみ、資源ごみA・B、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計 b. 事業所等から事業活動に伴って生じるごみ c. 一般家庭からの一時に多量に排出されるごみ		
収 集 区 域		国道2号以南 高須町、鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜、集合住宅(40戸以上)の反転コンテナ収集等を除く 粗大ごみについては市内全域		上記a. は国道2号以北、国道2号以南 高須町、鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜、集合住宅(40戸以上)の反転コンテナ収集等 上記b. は市内全域		市 内 全 域		市 内 全 域		
収 集 回 数	もやすごみ	定日収集(週2回)		定日収集(週2回)		_____		a	b	c
	資 源 A	段ボール	定日収集(月1回)	段ボール	定日収集(月1回)	新聞、紙パック、古着	定日収集(月1回)	定期収集	_____	
	資 源 B	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	雑誌、古本、チラシ、紙箱	定日収集(月2回)	定期収集	_____	
	ペットボトル	定日収集(月2回)		定日収集(月2回)		_____		定期収集	_____	
	その他プラスチック製容器包装	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)		_____		定期収集	_____	
	もやさないごみ	定日収集(週1回)		定日収集(週1回)		_____		定期収集	随時収集	随時収集
	粗大ごみ	随 時 収 集 イベント回収(随時回収)		_____		_____		_____	随時収集	随時収集
	使用済小型家電	拠点回収(週1回) イベント回収(随時回収)		_____		_____		_____		
死獣・汚物	_____		随 時 収 集		_____		_____			
収 集 形 態	もやすごみ	ステーション(指定袋)		ステーション(指定袋)		_____		戸別収集(指定袋)		
	資源A・B	ステーション		ステーション		ステーション		戸別収集	_____	
	ペットボトル	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)		_____		戸別収集	_____	
	その他プラスチック製容器包装	ステーション(指定袋)		ステーション(指定袋)		_____		戸別収集(指定袋)	_____	
	もやさないごみ	ステーション(コンテナ)		ステーション(コンテナ)		_____		戸別収集		
	粗大ごみ	戸 別 収 集 ピックアップ回収		_____		_____		戸別収集		
	使用済小型家電	拠点回収、宅配回収 ピックアップ回収		_____		_____		_____		
死獣・汚物	_____		戸 別 収 集		_____		_____			

※ 水銀を含む乾電池・体温計の収集形態は、透明な袋に入れ、コンテナの横に出す。

(イ) 生活系一般廃棄物の排出場所

- a、もやすごみ、もやさないごみ、資源A、資源B、その他プラ、ペットボトルについては、所定の場所にそれぞれの収集日の当日、午前8時までに出す。ただし、粗大ごみは、午前8時30分までに排出。
- b、aの所定の場所は、その現地において、ステーションプレートの設置により、その場所が所定の場所であることを表示するものとする。ただし、利用者が所定の場所を把握しており、プレートの設置が必要ないとの申出があった場合は、この限りでない。
- c、aの所定の場所の位置は、地図上に明示し、美化企画課及び美化第1課、美化第2課において、一般の閲覧に供するものとする。
- d、粗大ごみについては、ごみ電話受付センターへの事前申込みにより、同センターと確認した場所とする。

(ウ) 収集世帯数及び人口

区 分	直 営	委 託	計
世 帯 数	63,000	165,000	228,000 世帯
人 口	123,000	349,000	472,000 人

(エ) 委託業者

区分	業 者 名	住 所	電 話 番 号
ごみ・資源	(株) 大 栄 衛 生	鳴尾浜2丁目1番26	48-6980
	(株)ヤマサ環境エンジニアリング	西宮浜3丁目2番2	26-3555
	中 澤 総 業 (株)	西宮浜3丁目28番	36-1434
	(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222
	(株)ダストマンサービス	西宮浜1丁目14番	22-5341
死獣汚物	(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222

(オ) 協力会 (西宮古紙リサイクル協力会)
(市内の古紙回収業者で構成する団体)

加 盟 業 者 一 覧	
あ お ぞ ら 商 会	回収センターかいこ組合
か い こ 組 合	共 栄 紙 業 (株)
ダイハチコーポレーション(株)	誠 商 会
マ ツ ダ (株)	南 商 会

(カ) 一般廃棄物収集運搬許可業者 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株) 大 栄 衛 生	鳴尾浜2丁目1番26	48-6980
(株) 大 協	鳴尾浜2丁目1番16	47-3212
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	西宮浜3丁目2番2	26-3555
中 澤 総 業 (株)	西宮浜3丁目28番	36-1434
(有) 兵 庫 陸 運	西宮浜3丁目27番	35-7222
(株)ダストマンサービス	西宮浜1丁目14番	22-5341

(キ) 収集量及び直接搬入量

区 分			数 量 (t)
計 画 収 集	直 営	もやすごみ	16,300
		資源A (ダンボール)・B (雑誌、古本、チラシ等)	880
		ペットボトル	310
		その他プラスチック製容器包装	1,320
		使用済小型家電 BOX	60
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	1,490
		粗大ごみ	1,640
		小 計	22,000
	委 託	もやすごみ	49,200
		資源A (ダンボール)・B (雑誌、古本、チラシ等)	3,190
		ペットボトル	840
		その他プラスチック製容器包装	3,330
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	4,630
		死獣・汚物	13
		小 計	61,203
	協 力 会	資源A・B (新聞、雑誌、古本、チラシ等)	1,730
		小 計	1,730
	許 可	もやすごみ	42,600
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	640
		粗大ごみ	650
		小 計	43,890
	計		
直 接 搬 入	一 般 外	もやすごみ	8,900
		もやさないごみ、水銀を含む乾電池・体温計	40
		粗大ごみ	3,660
		死獣・汚物	2
	小 計	12,602	
計			12,602
合 計			141,425

イ 直接持込

定期収集以外の一時多量ごみ等については、受付センターにて前日までに廃棄物の事前確認を行い、施設の維持に支障をきたさない範囲で、搬出者の直接持込の一般廃棄物を受け入れるものとする。処分手数料については、条例に定める金額を徴収する。

ウ 処 分

西宮市内で排出される生活系及び事業系の一般廃棄物は、区分ごとに下表の市のごみ処理施設で受け入れ、中間処理をした後、埋立等の最終処分を行う（受容物の適否・受容方法は別に定める。）。

また、新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌、使用済小型家電等は、再資源化事業者においてリサイクルを行う。

(ア) 受容区分

区 分	直 営	委 託	許 可 業 者	直 接 搬 入
もやすごみ	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター	・西部総合処理センター ・東部総合処理センター（一部）
ペットボトル	・東部総合処理センター	・東部総合処理センター	・東部総合処理センター （生活系のみ）	
その他プラスチック製容器包装	・民間事業者	・民間事業者	・民間事業者 （生活系のみ）	
もやさないごみ	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター	・西部総合処理センター
粗大ごみ	・西部総合処理センター		・西部総合処理センター	・西部総合処理センター
使用済小型家電	・民間事業者			
死獣・汚物		・西部総合処理センター ・東部総合処理センター		・美化第1課 ・西部総合処理センター

※ もやさないごみの中には、水銀を含む乾電池・体温計を含む。

(イ) 処 理 量

区 分	処 理 内 容	数 量 (t)
も や す ご み	焼却	117,000
ペ ッ ト ボ ト ル	圧縮梱包	1,150
その他プラスチック製容器包装	外部委託処理（圧縮梱包）	4,650
もやさないごみ、乾電池・体温計	破碎選別・焼却・委託	6,800
粗 大 ご み	破碎選別・焼却	5,950
死 獣 ・ 汚 物	焼却	15
計		135,565

(ウ) 直接資源化量

区 分	処 理 内 容	数 量 (t)
資 源 A ・ B 等	再 資 源 化	5,800

※市の処理施設に搬入されずに、再資源化事業者においてリサイクルされる新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌等の量である。

(エ) 使用済小型家電回収量

区 分	処 理 内 容	回収方法	数量 (t)
使用済小型家電	再 資 源 化	ボックス・宅配	60

※各支所などの公共施設及び食品系スーパー等に設置しているボックスからの回収量である。

(オ) 中間処理の方法

搬入された廃棄物は、種類ごとに処理する。

a もやすごみ

直営・委託・許可収集と直接搬入の一部を東部総合処理センターで焼却処理し、直営・委託・許可収集の残りとして直接搬入の残りを西部総合処理センターで焼却処理する。

b ペットボトル

東部総合処理センターに集積、圧縮梱包の後(公財)日本容器包装リサイクル協会及び再資源化事業者にて処理を委託する。

c その他プラスチック製容器包装

民間事業者の処理施設にて集積、圧縮梱包の後(公財)日本容器包装リサイクル協会にて処理を委託する。

d もやさないごみ、粗大ごみ

西部総合処理センターで破碎選別処理し、選別回収された資源は、売却又は有効利用する。

e 使用済小型家電

小型家電リサイクル法認定事業者にて処理を委託する。

f 食品残渣

食品残渣の多量排出事業者等は、食品リサイクル法による再資源化事業者にて有効利用する。

g 乾電池等・体温計

水銀を含む乾電池・体温計は、全量を(公社)全国都市清掃会議が指定する広域回収・処理センターにて処分を委託する。

小型充電式電池は、(一社)JBRCにて処分を委託する。

h 死獣・汚物

東部総合処理センター、西部総合処理センターで焼却処理する。

(カ) 中間処理施設

a 西部総合処理センター

所在地	西宮市西宮浜3丁目8番
焼却施設	525 t/24h
焼却炉	三菱マルチン形全連続燃焼式ストーカ炉 175 t/24h×3基
発電装置	復水式蒸気タービン発電機 6,000 kW 1基
破碎選別施設	110 t/5h
破碎機	日立造船、横型回転式衝撃せん断併用型 79 t/5h×1基
切断機	油圧せん断式(縦刃付) 5 t/5h
せん断装置	アリゲーター型シャワー 1 t/5h
選別装置	(a) 手選別装置
	(b) 磁性物選別装置
	(c) 不燃物・可燃物選別装置

b 東部総合処理センター

所在地 西宮市鳴尾浜2丁目1番4
 焼却施設 280 t/24h
 焼却炉 JFE全連続燃焼式ストーカ炉140 t/24h×2基
 発電装置 抽気復水式蒸気タービン発電機 7,200 kW 1基
 付属設備 マルテックバーナ2段燃焼式動物焼却炉 140 kg/3h×1基
 ペットボトル圧縮施設 4.50 t/5h

(キ) 中間処理

施設	区分	重量 (t)	備考	
西部総合処理センター	処理	焼却	65,550 搬入ベース重量 57,000 t 破砕選別後の可燃物 8,550 t含む	
		破砕選別	12,700	
		計	78,250 搬入ベース重量 69,700 t	
	資源回収	鉄	1,900	磁性物選別装置により回収
		非鉄金属	540	手選別装置により回収
		ガラス	690	手選別装置により回収
		使用済小型家電	130	粗大ごみよりピックアップ回収
		粗大ごみリユース品	100	粗大ごみよりピックアップ回収
		マットレス	92	粗大ごみよりピックアップ回収
		その他	50	ダンボール・再生品
		発電量 (MWh)	12,737	余熱利用
	残渣	焼却灰	13,500	(セメント化 1,500 t 込)
		不燃物	1,100	
		乾電池・体温計	1	広域処理
東部総合処理センター	処理	焼却	60,000	
	残渣	焼却灰	6,900	
	資源回収	発電量 (MWh)	26,826	
		ペットボトル	960	
民間処理施設	資源回収	その他プラスチック製容器包装	4,070	

(ク) 最終処分

中間処理施設から発生する残渣と回収資源等は、次のように最終処分する。

区 分	処分方法	重 量 (t)	処 分 先
焼 却 灰	埋立処分	18,900	大阪湾広域臨海環境整備センター
不 燃 残 渣	埋立処分	1,100	大阪湾広域臨海環境整備センター
焼 却 灰 等	委託処分	1,500	ひょうご環境創造協会他
ペ ッ ト ボ ト ル	再商品化	960	日本容器包装リサイクル協会、再資源化事業者
その他プラスチック製容器包装	再商品化	4,070	日本容器包装リサイクル協会
粗大ごみリユース品	再商品化	100	再資源化事業者
マットレス	再資源化	92	再資源化事業者
回収資源 (鉄・非鉄・ガラス)	再資源化	3,130	再資源化事業者他
使用済小型家電 (ピックアップ)	再資源化	130	小型家電リサイクル法認定事業者
乾電池等・体温計	委託処分	1	広域回収・処理センター、JBRC

(ケ) 余熱利用

蒸 気 量 (t)				電 力 量 (MWh)	
西部総合処理センター	蒸気発生量 235,500	蒸気タービン	144,900	発電量	12,700
				売電力量	4,200
				発電の場内使用量	8,500
				買電力量	1,900
				需用電力量	10,500
		場内使用量	82,400	給湯・空調等に使用	
		場外使用量	1,200	事業部庁舎にて使用	
復水	7,000				
東部総合処理センター	蒸気発生量 204,700	蒸気タービン	170,400	発電量	26,800
				売電力量	19,300
				発電の場内使用量	7,500
				買電力量	300
				需用電力量	7,800
		場内使用量	34,100	給湯等に使用	
		場外使用量	0		
復水	200				

(コ) 最終処分先及び売却先

a 焼却灰・残渣

大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。

b 焼却灰の一部を、(公財)ひょうご環境創造協会と民間事業者にセメント原料として処分を委託する。

c ペットボトル

(公財)日本容器包装リサイクル協会と民間事業者に再商品化を委託する。

- d その他プラスチック製容器包装
 (公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託する。
- e 回収資源
 見積合せなどの方法で売却先を定める。
- f 水銀を含む乾電池・体温計
 広域回収・処理センター又は、(一社)JBRCに処分を委託する。
- g 余剰電力
 発電量から場内使用分を除いた余剰電力は、電力会社に売却する。
 また、売却先と同じ電力会社から一部の市公共施設に電気を供給する。(地産地消)
- h 家電リサイクル法対象機器(特定家庭用機器再商品化法)
 指定引取り場所へ搬送する。
- i パソコン(資源有効利用促進法)
 指定引取り場所へ搬送する。
- j 使用済小型家電
 小型家電リサイクル法認定事業者にて再資源化する。
- k 粗大ごみリユース品
 粗大ごみリサイクル事業者にて再商品化を委託する。
- l マットレス
 マットレスリサイクル事業者にて再資源化する。

(サ) 市域外のごみ処理

a 事前協議

西宮市外において発生した一般廃棄物を西宮市内に所在する一般廃棄物施設へ搬入する場合は、市の一般廃棄物処理計画と調和を保つため、事前協議を実施する。ただし、自治体等の委託を受けたものに限る。

b 民間施設

施設の種類	会社名	一般廃棄物の種類	処理能力
選別・圧縮梱包施設	大栄環境株式会社	プラスチック容器包装	27.2 t/日 (8 時間)
選別・圧縮梱包施設	マツダ株式会社	プラスチック容器包装	27.44 t/日 (8 時間)
破砕施設	株式会社山一商会	ガラス瓶	223 t/日 (10 時間)

c 市外で処理する廃棄物

廃棄物の種類	排出事業者	収集・運搬主体	処理主体	処理を行う地域	処理方法	対象量 (t)
余剰食品・調理残渣	イオンリテールストア株式会社	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター		兵庫県 三木市	飼料化	3
	株式会社ダイエー	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター		兵庫県 三木市		27
	株式会社ライフコーポレーション	株式会社ヤマサ環境エンジニアリング	京都有機質資源株式会社	京都府 長岡京市		15.6
	株式会社阪急阪神百貨店	中澤総業株式会社	株式会社関西再資源ネットワーク	大阪府 堺市		151.3
	生活協同組合コープこうべ	生活協同組合コープこうべ コープ土づくりセンター		兵庫県 三木市		78.7
	株式会社アレフ	株式会社ヤマサ環境エンジニアリング	京都有機質資源株式会社	京都府 長岡京市		9.6

(2) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬

一般廃棄物「し尿」の収集運搬は、一般分（家庭・事業所等）、臨時分（工事現場）、移動便所分ともに委託業者が行い、「浄化槽汚泥」の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）が行う。

(7) 収集戸数等及び人口

し尿			浄化槽汚泥	
一般		臨時	基数	人口(人)
戸数	人口(人)	便槽数		
247	522	2,464	490	934

(イ) 収集量

単位：kℓ

区分	し尿		浄化槽汚泥	計
	一般	臨時		
委託	525	500	—	1,025
許可業者	—	—	1,050	1,050
計	525	500	1,050	2,075

※ 一般分には、公園便所のし尿収集分を含まない。

(ウ) 収集区分

区 分	し 尿			浄化槽汚泥
	一 般	臨 時	移 動 便 所	
	委 託	委 託	委 託	許 可
収集区域	市 内 全 域	市 内 全 域	市 内 全 域	市 内 全 域
収集回数	定日(概ね月2回)	随 時	随 時	随 時
収集方法	各 戸 収 集	個 別 収 集	個 別 収 集	各 戸 収 集

(エ) 委託業者及び一般廃棄物収集運搬業者

a 委託業者

業 者 名	住 所	電 話 番 号
西宮環境事業協同組合	与古道町6番2号	36-1752

b 一般廃棄物収集運搬許可業者(し尿及び浄化槽汚泥に限る)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株) 増田設備工業所	甲子園口6丁目7番15号	64-3540
日 本 環 境 (株)	霞町5番16号	33-5871
ジ ャ パ ン サ ー ビ ス (株)	中殿町5番7号	22-8394
(株) ホ カ リ	室川町8番27号	71-5011
阪 神 器 化 学 (株)	今津水波町10番18号	26-3374

イ 処 分

市が処分する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)は、西宮市内で排出されるもの及び「芦屋市・西宮市間の一般廃棄物の処分事務の事務委託に関する規約」により、芦屋市内で排出されるものを受託するものとする。

(7) 処分量

単位: kℓ

区 分	し 尿	浄化槽汚泥	計
収 集 搬 入 分	1,025	1,050	2,075
受 託 分	30	15	45
計	1,055	1,065	2,120

(イ) 処分方法

収集搬入された一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)は、浄化センターで標準活性汚泥法による高級処理方式で終末処理を施した後、大阪湾へ放流する。

a 処理施設

施設名	甲子園浜浄化センター
所在地	西宮市甲子園浜1丁目8番
処理方式	標準活性汚泥法、ステップ流入式多段硝化脱窒法
下水処理能力	171,400 m ³ /日
汚泥等の処分方法	兵庫東流域下水汚泥広域処理場へ圧送し、濃縮、脱水、焼却
放流先	大阪湾

b 最終処分先

大阪湾広域臨海環境整備センターに処分を委託する。